

事業評価の全体構成について【病院】

○地方独立行政法人法

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
- 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
- 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。

3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かななければならない。

○岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例

第2条 委員会の所掌事務は、法に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることとする。

- 二 法第二十八条第一項各号に規定する当該事業年度における業務の実績及び同項第三号に規定する中期目標の期間における業務の実績に係る評価に関する事項

事業評価

調査・分析
(項目別評価)

【法人】

① 業務実績報告・自己評価

- ・業務の実施状況を自己評価
(中項目ごと)

【第1回評価委員会】【県】

② 実績の検証

- ・法人による自己評価を検証
(中項目ごと)
- ・計画設定の妥当性を含めて検証

【第2回評価委員会】【県】

③ 大項目ごとの集計・検証概要

- ・中期計画の大項目ごとに、②検証結果を集計
- ・検証結果全体の概要を示す

調査・分析(項目別評価)の結果を踏まえて

総合的な評定
(全体評価)

【第2回評価委員会】【県】

④ 全体評価

- ・中期計画の全体的な実施状況について、総合的な評定を行うとともに、記述式で総括的に評価
- ※評価委員会：評価に係る意見を県に提出

★事業年度評価は、中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが(法第28条第3項)、中期計画を各事業年度においてどの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、年度計画の実施状況を調査・分析することにより行う。

※岐阜県地方独立行政法人法施行細則
第7条 法第27条第1項に規定する年度計画には、中期計画に定めた事項に関し、当該年度において実施すべき事項を記載しなければならない。